

関西社会学会役員選出規則

昭和 32 年 10 月 26 日制定
昭和 48 年 5 月 19 日改正
昭和 49 年 5 月 1 日施行
昭和 63 年 5 月 28 日改正
平成 12 年 5 月 27 日改正
平成 14 年 5 月 24 日改正
平成 24 年 5 月 26 日改正
平成 30 年 6 月 2 日改正
令和 6 年 5 月 25 日改正

- 1.選挙によって選出される理事(以下、「選挙理事」と)と監事の選挙は、選挙権を有する会員の直接選挙によりこれを行う。
- 2.選挙権ならびに被選挙権を有する者は、前年度までの会費を前年度末までに完納した会員に限る。
- 3.役員の定数は次のとおりとする。
 - (1)選挙理事の定数は 15 名とする。全地域を次の 4 地区に分け、各地区の会員数(選挙年の 4 月 1 日現在)に応じて按分する。
 - A 地区(富山県・石川県・福井県・岐阜県・三重県・愛知県以東)
 - B 地区(滋賀県・京都府)
 - C 地区(奈良県・和歌山県・大阪府)
 - D 地区(四国各県、兵庫県以西)
 - (2)監事は地区にかかわりなく全地域より選出する。
 - (3)会長が委嘱する理事(以下、「委嘱理事」と)は 4 名以内とし、地区にかかわりなく委嘱する。
- 4.(1)選挙理事および監事は、それぞれ 1 教育・研究機関につき 1 名をこえることはできない。
 - (2)同一人が選挙理事と監事双方に選出された場合は、選挙理事として認め、監事には監事選挙の次点者を繰り上げる。
 - (3)同一得票数の場合は年長順とする。
 - (4) 委嘱理事は 1 教育・研究機関につき 1 名をこえることはできない。
- 5.投票は所定のシステムを用い、無記名でオンライン投票により行う。
- 6.選挙は選挙管理委員会の管理のもとに行う。選挙管理委員は 4 名とし、選挙の行われる年の最初の理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 7.選挙管理委員会は、選挙の実施に関し次の事項を審議する。
 - (1)選挙人および被選挙人の確認、異議申し立ての受け付け、投票期間等の選挙の日程。
 - (2)委員会は、役員選挙に関する日程を決定した場合は、関西社会学会ニュースへの記載その他の

方法により、全員にこれを周知させなければならない。

(3)選挙権および被選挙権の有無について会員の異議申し立てがあった場合には、委員会はその内容につき審議し、その結果を投票開始までに申し立てを行った会員に通知しなければならない。

8.この規則の改廃は、総会の議決により行うものとする。